

島根県福祉サービス第三者評価推進委員会設置運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、島根県福祉サービス第三者評価事業推進要綱第4に規定する「島根県福祉サービス第三者評価推進委員会」（以下「推進委員会」という。）の設置及び運営に当たって必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、県が推進する福祉サービス第三者評価事業(以下「第三者評価事業」という。)を円滑かつ適切に実施するために、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 第三者評価事業の企画立案
- (2) 評価機関の育成及び認証
- (3) 評価基準の作成及び評価手法の開発
- (4) 評価結果の公表等
- (5) 評価調査者の養成
- (6) 第三者評価事業に関する情報公開
- (7) 第三者評価事業に関する苦情解決
- (8) 第三者評価事業の普及啓発等

(組 織)

第3条 推進委員会は、次の各号に定める区分ごとに選任する委員9人で構成し、健康福祉部長が委嘱する。

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 福祉、保健医療及び法律に関し学識を有する者 | 3人 |
| (2) 福祉サービス利用者を代表する者 | 3人 |
| (3) 福祉サービス提供事業者を代表する者 | 3人 |

2 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、前項第1号の区分に該当する委員の中から委員の互選により選出する。

3 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じたことにより補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会 議)

第5条 推進委員会は、健康福祉部長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 推進委員会は、委員の過半数の出席がなければ、これを開き議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 推進委員会は、必要に応じ、関係者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶 務)

第7条 推進委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日以前に任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、同日までとする。